

飼養衛生管理基準の構成 New

- I 家畜防疫に関する基本事項
- II 衛生管理区域への病原体の侵入防止
- III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
- IV 衛生管理区域からの病原体の拡散防止

- 上記の体系ごとに項目の内容を説明します。
- 新しい項目には New のマークをつけてあります。
- 現在遵守いただいてる内容も全て新たな基準に含まれます。

概要 New

I 家畜防疫に関する基本事項

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

III 衛生管理区域内における
病原体による汚染拡大防止

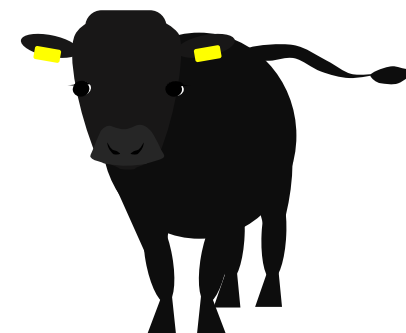
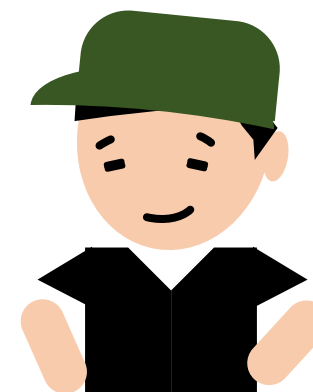
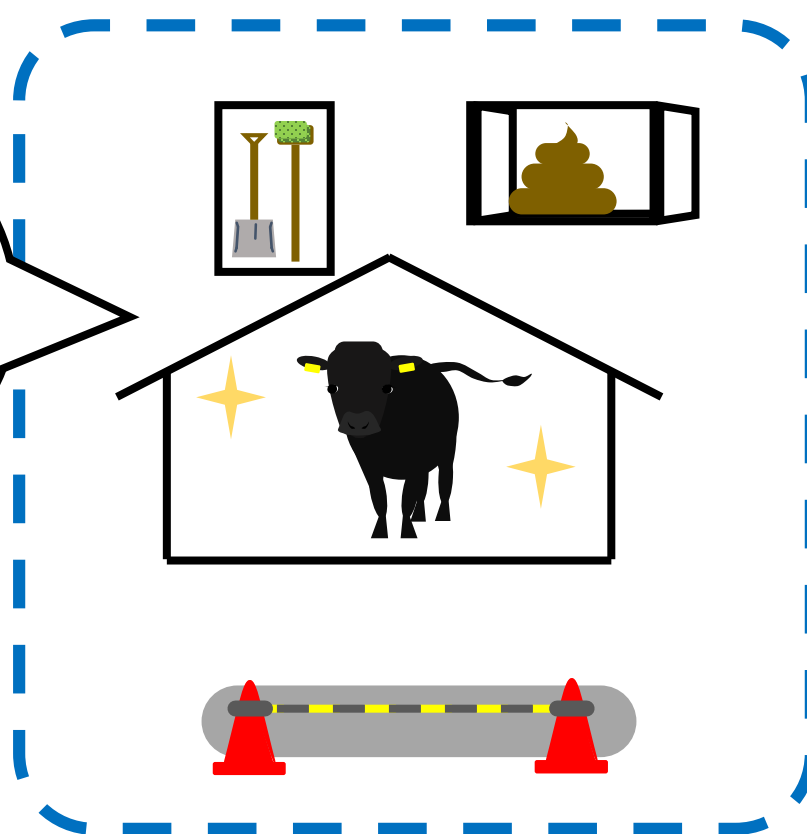
IV 衛生管理区域からの病原体の拡散防止

I 家畜防疫に関する基本事項

家畜防疫に関する
基本的なルール
について説明
します。



衛生管理区域



● 関係法令の遵守

家畜伝染病の発生予防・まん延防止のための関係法令を遵守

- 家畜伝染病予防法
- 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- 水質汚濁防止法 • 悪臭防止法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 化製場等に関する法律 など

● 地域の衛生管理の向上

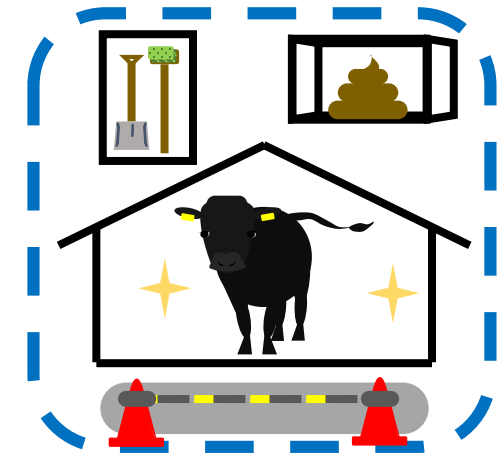
地域畜産関係者と協力の上、衛生管理向上を図る



家畜の所有者の責務 New

牛 1 豚 1 鶏 1 馬 1

- 飼養衛生管理者の選任
 - 家畜の所有者は、**衛生管理区域**ごとに**管理者を選任**する義務があります。
 - 家族経営等の場合、**所有者は自ら管理者**になれます。
 - **預託牧場や育成牧場**等で管理を任されている場合、当該牧場長を**所有者とみなし管理者を選任**して下さい。
 - 衛生管理区域が離れている場所に複数ある場合で、管理が個別の場合はそれぞれ管理者の設置が必要です。
 - 所有者と管理者が別の場合 → **常時連絡可能にする**



家畜防疫の最新状況を把握する

牛 豚 鶏 馬
2 2 2 2

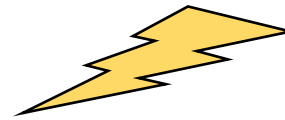
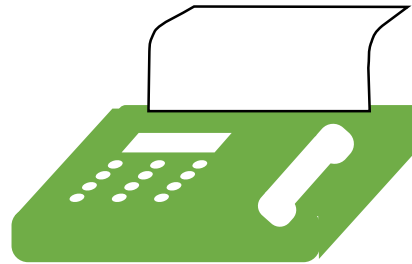
各報道、関係機関からの情報、ウェブサイト等で
家畜防疫に関する最新の情報を入手する。



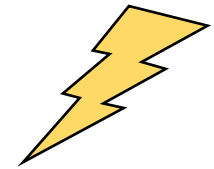
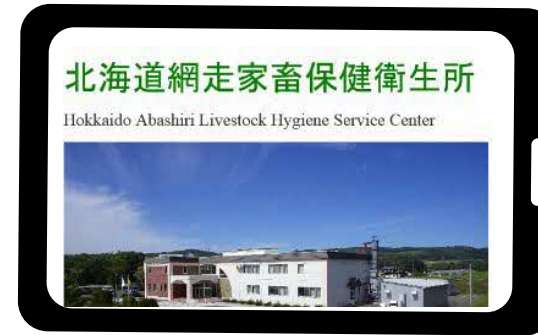
TVのニュース

新聞

関係機関等からのFAX等



関係機関



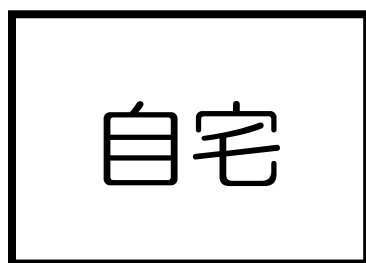
農水省や家保ウェブサイトの確認
定期検査受検時のリーフレット

防疫体制を確認し、定期的に点検する

牛 豚 鶏 馬
2 2 2 2

消毒設備の設置箇所を明らかにし、平面図を作成 New
自ら点検を行う New

畜舎：長靴の消毒



分娩・哺育

たい肥

育成

自宅

事務所

出入口：車の消毒

飼養衛生管理マニュアルを整備 New

牛 豚 鶏 馬
3 3 3 3

衛生管理についてのマニュアルを農場で整備し、従業員等を含めた農場に入る者全員に遵守させる。



マニュアル

- ・農場内でペットを飼わない
- ・農場に立ち入るときは

.....

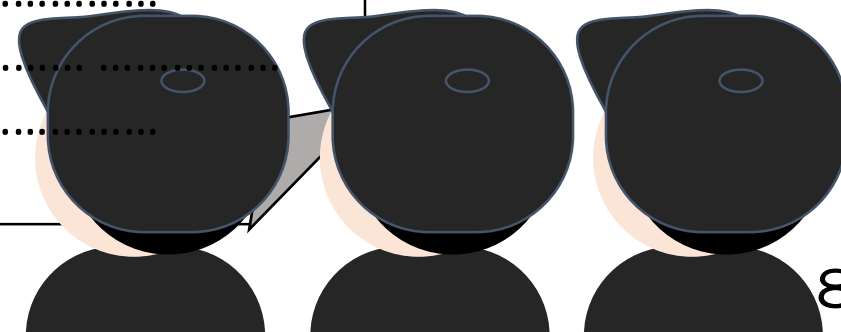
.....

.....

.....

.....

.....



※豚以外は令和4年2月から

飼養衛生管理マニュアルを整備

New

牛

豚

鶏

馬

3

3

3

3

- マニュアルの内容
 - ・ 農場内への不適切物品の持込み禁止
 - ・ 機材、器具等の消毒
 - ・ 愛玩動物の飼養禁止
 - ・ 野生動物の侵入防止対策
 - ・ 消毒の方法（具体的に…薬剤・交換・時間等）
 - ・ 海外旅行時の注意事項 など

マニュアル整備の規定については令和4年2月の施行となります。
定期報告にあわせて提出いただく予定です。

2 飼養衛生管理マニュアル：農場における遵守事項			
作成年月日： 年 月 日			
番号	遵守事項	重要事項	
①	衛生管理区域内（以下「区域内」）で使用する衣類、長靴、軍靴は、衛生管理区域外では使用せず、野生動物の徘徊への参加は控えます。		
②	抱の農場等の高圧施設には、不要に立ち入りません。		
③	海外へ渡航する場合、その旨、飼養衛生管理者へ事前に報告します。帰国後は、飼養衛生管理者に報告の上、海外で使用した衣類等は区域内に持ち込まず、原則1週間は区域へ入りません。 （やむを得ず立ち入る必要がある場合は、シャワーで入浴に洗浄し、手拭や身に着けている靴や靴下の消毒を徹底します。）		
④	海外では、家畜の飼養農場等の高圧関係施設には、不要に立ち入りません。		
⑤	区域内に、肉製品（特に海外で製造されたもの）は、持ち込みません。また、外国人技能実習生等には、食料（家族等）から肉及び肉製品を含む荷物が送付されないよう指導します。		◎
⑥	区域内には、飼養管理に不必要な物品等は持ち込みません。		◎
⑦	家畜の飼養管理に必要な燃料添加物や医薬品、設備修繕のための工具等を区域内に持ち込む場合は、事前に飼養衛生管理者へ報告し、消毒した上で持ち込みます（紙類等は外装の消毒を徹底）。		
⑧	区域内に、犬・猪等の動物が入らないよう対策し、高舎では給餌しません。		
⑨	家畜の飼養管理に係る作業の前に、犬や猪等の動物に触れた場合は、手拭は洗浄・消毒し、専用の衣類に着替えてから作業します。		
⑩	高舎や燃料保管庫等にネット等を設置し、野生動物の侵入を防止対策を徹底するとともに、定期的に設備を点検し、破損等を確認した場合は直ちに修繕します。また、夜間は野生動物の侵入を防ぐため、高舎の出入口を閉めます。		◎
⑪	燃料については、ねずみ等が接触しないよう、フタ付きのタンク等で適切に保管するとともに、日頃から換気扇や遮断シートにより塵埃を行います。		◎
⑫	死亡家畜は、直ちに化製場へ搬入します。搬入までに時間を要する場合は、ブルーシートで被う等を、野生動物との接触防止対策を講じた上で、保管します。		
⑬	日頃から、区域内を衛生的に管理するとともに、ねずみが隠れ場所を作らないよう、不要な物品は、速宜片付けます。 区域内に出入りする場合は、手拭や長靴の消毒を徹底し、使用した衣類や物品についても洗浄・消毒を徹底します。 また、農場の出入口や高舎周囲には足用材に消石灰を散布します。		◎
⑭	生きた家畜を出荷する場合、搬出後は作業場所を洗浄、消毒し、また、出荷する家畜に異状を確認した場合は、出荷を中止します。		

※消毒方法等については、別添参照。

記録の作成・保管 New

牛 豚 鶏 馬
4 4 4 4

- 飼養衛生管理区域に入る者の氏名、所属、目的、消毒実施、渡航歴
- 家畜の導入や出荷頭数
- 家畜の異状記録や獣医師の指導内容等

記録し保管（1年間）



メモまたは伝票など

立入記録

日付	氏名	所属	目的	備考
4/5	●●	診療所	治療	無
5/9	▲■	運輸	配達	無

or

立入記録

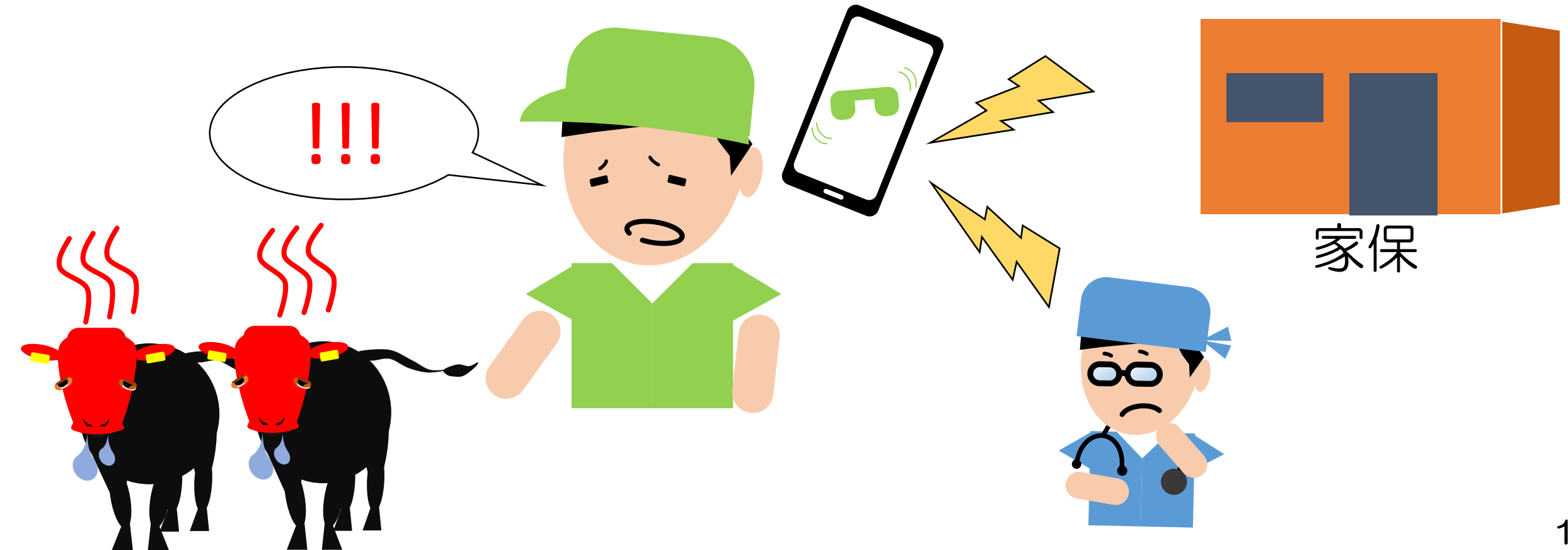
伝票

2021/4/5

通報ルール of 作成

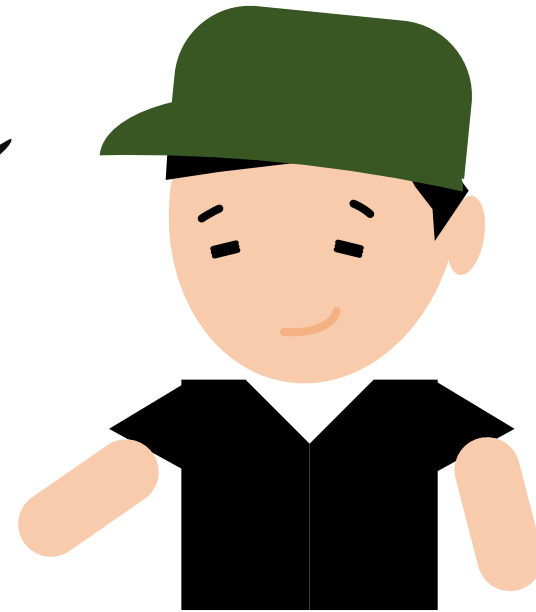
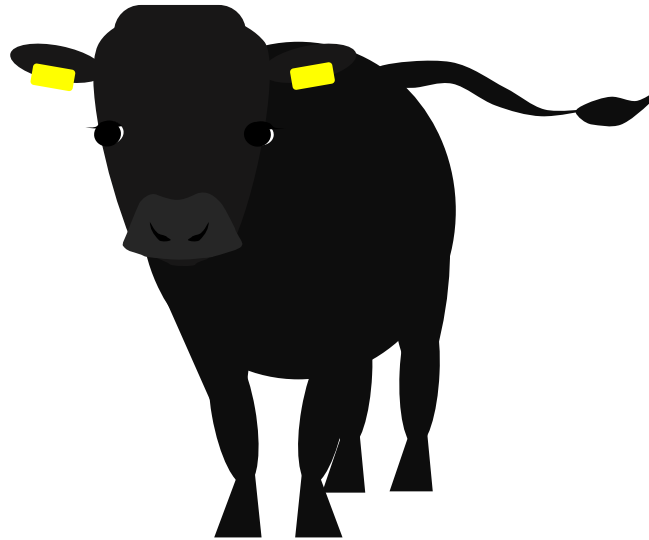
牛 豚 鶏
5 5 5

大規模農場において、従業員等が特定症状を確認した際も、
直ちに家保へ通報することを徹底すること。



すべての農場ごとに

担当の獣医師または診療施設を定める



● 野生動物が口蹄疫等に感染していることが確認されているなど、家畜での発生リスクが高まっている場合

- 当該地域は大臣指定地域となり、追加の防疫措置を講じることになる
- その準備を行う。



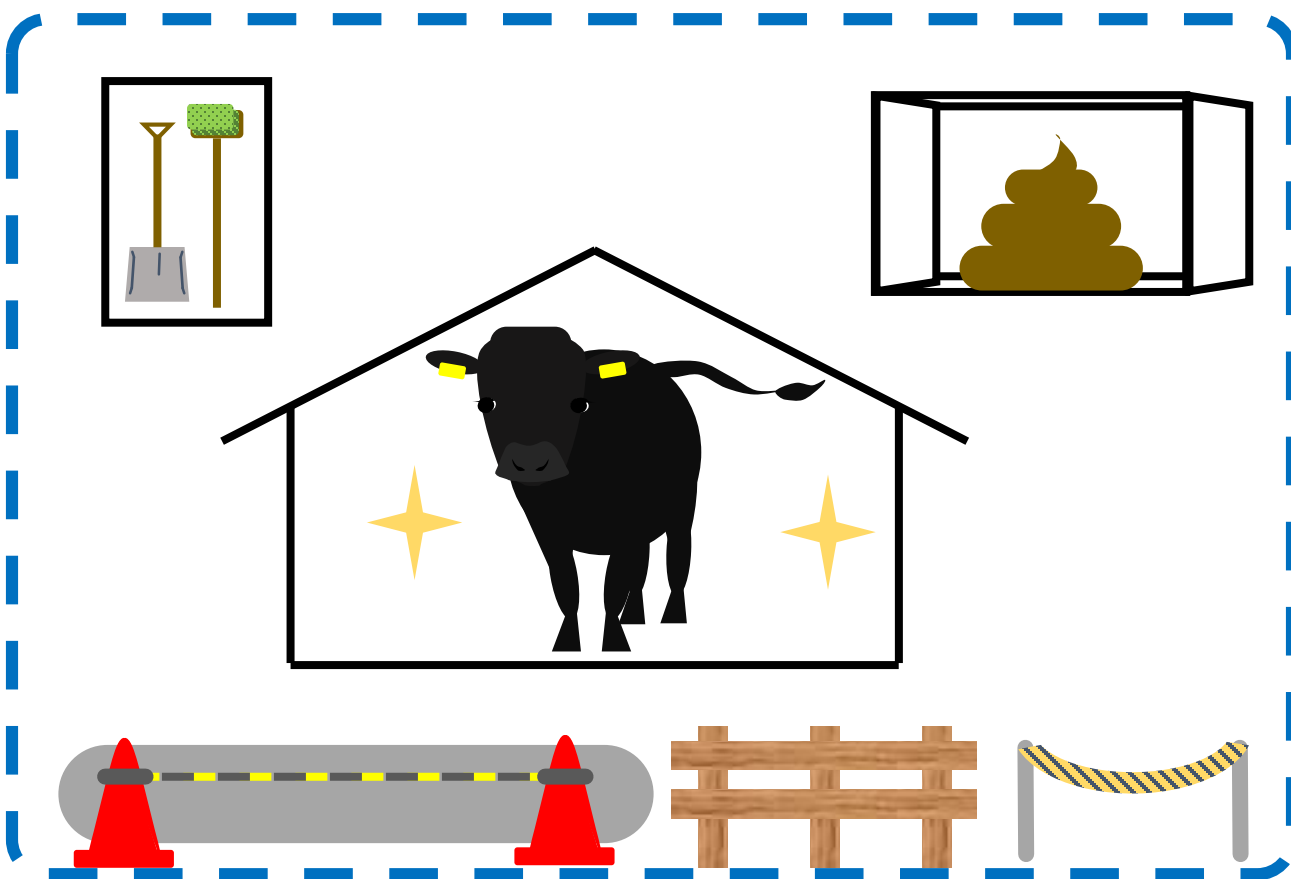
農場への立入制限措置

安全な資材利用

衛生管理区域の設定

牛 豚 鶏 馬
8 8 7 6

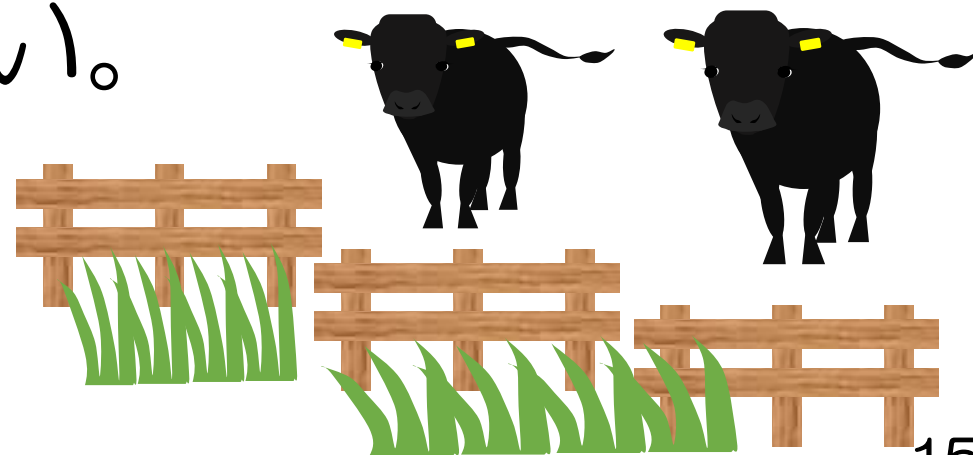
病原体の侵入防止等を重点的に行う区域として設定し、他の区域とは明確に分ける。 出入り口は最小限にする。



- 衛生管理区域は
 - ・ 畜舎
 - ・ たい肥舎
 - ・ 畜舎で使う道具の保管場所全てを含む (New)
- 境界部
 - ・ 柵やロープ等で明確に区分

口蹄疫等のまん延を防止するため必要がある時は、
家畜伝染病予防法に基づき放牧が制限されます。

この場合、家畜を収容できる施設を整備したり、
管理下に留め置くために柵等で所在場所を制限
できるように準備をしてください。



※牛は令和3年10月から

埋却地の設定

New

牛

10

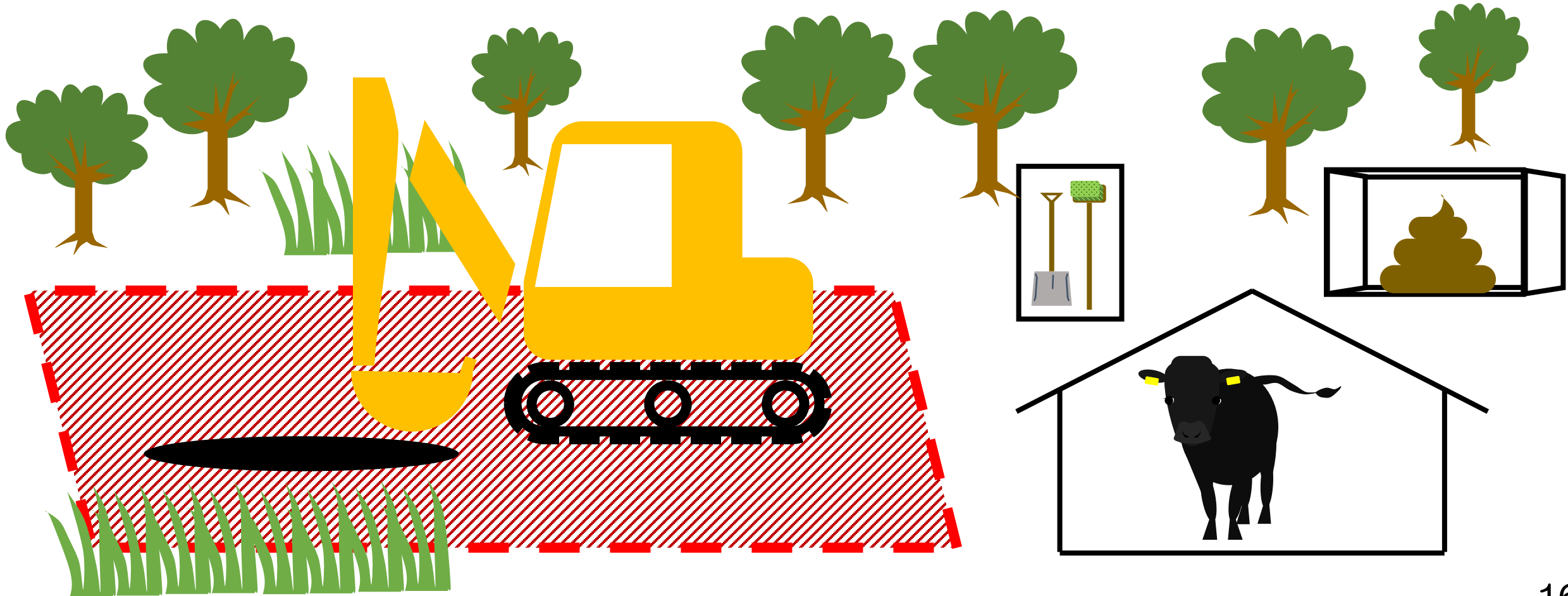
豚

10

鶏

8

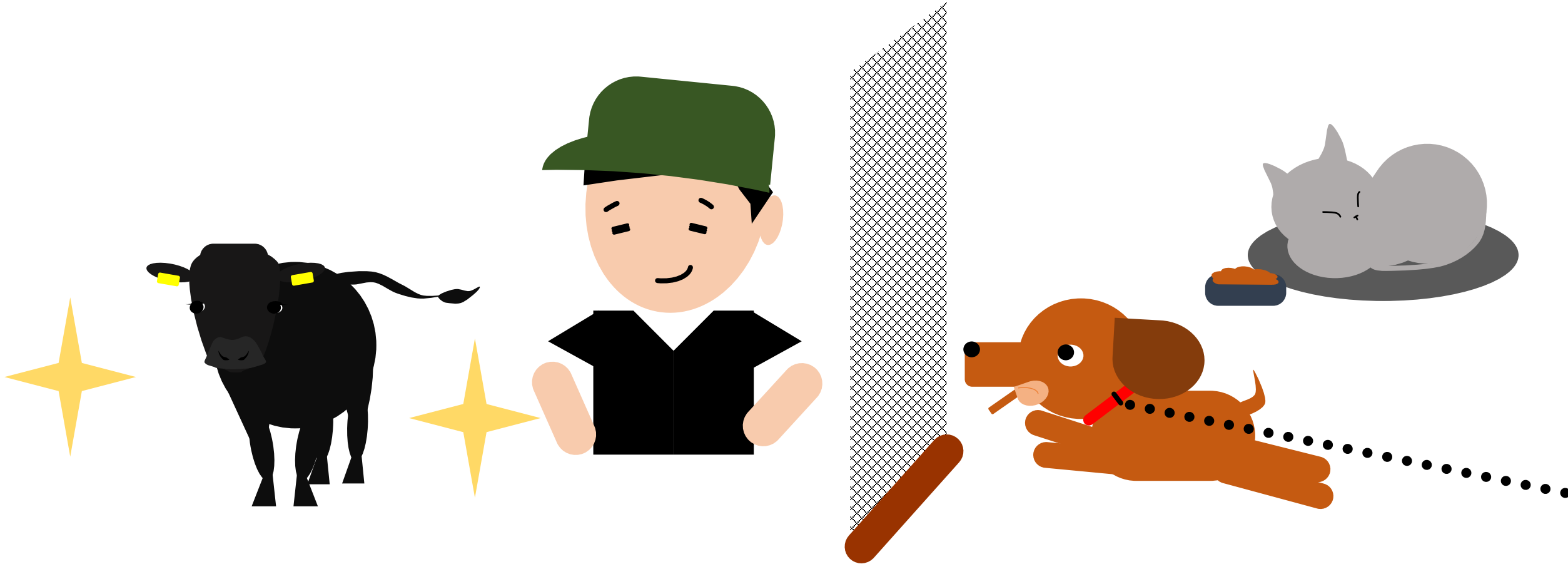
家畜伝染病が発生した際に、家畜の死体等を埋却するための土地を準備すること（焼却等の場合も同様）。



衛生管理区域内で犬・猫は飼わない New

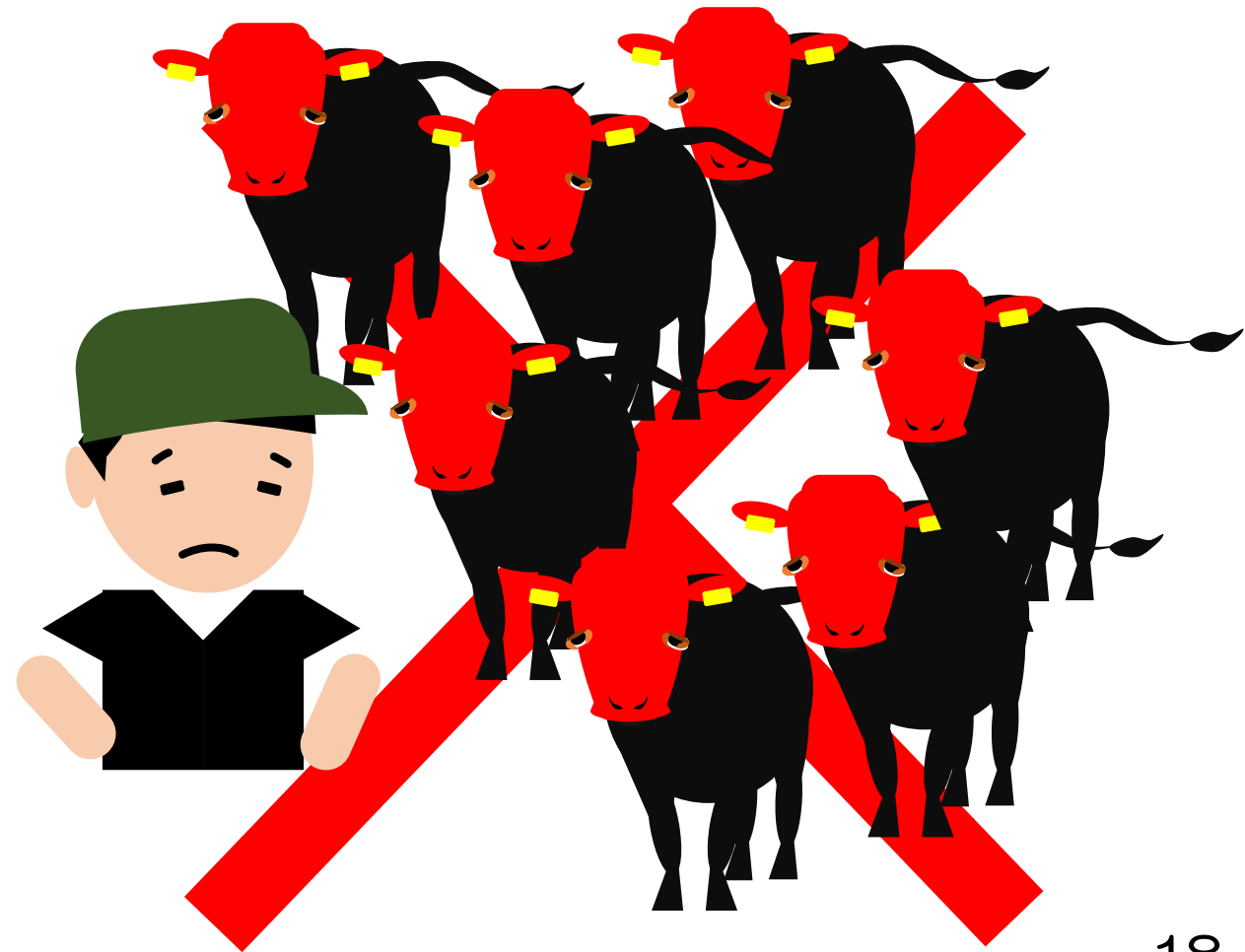
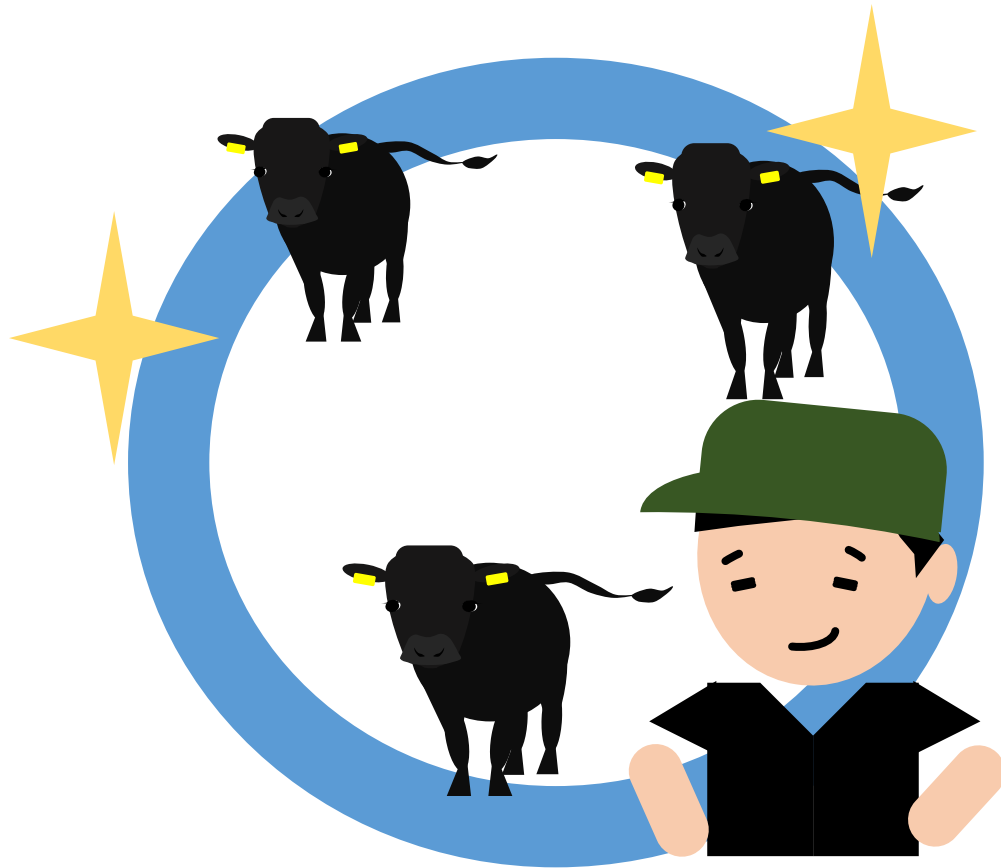
牛 豚 鶏
11 11 9

犬や猫の愛玩動物は衛生管理区域外で飼養



※牧羊犬は飼育場所を限定すれば大丈夫です。

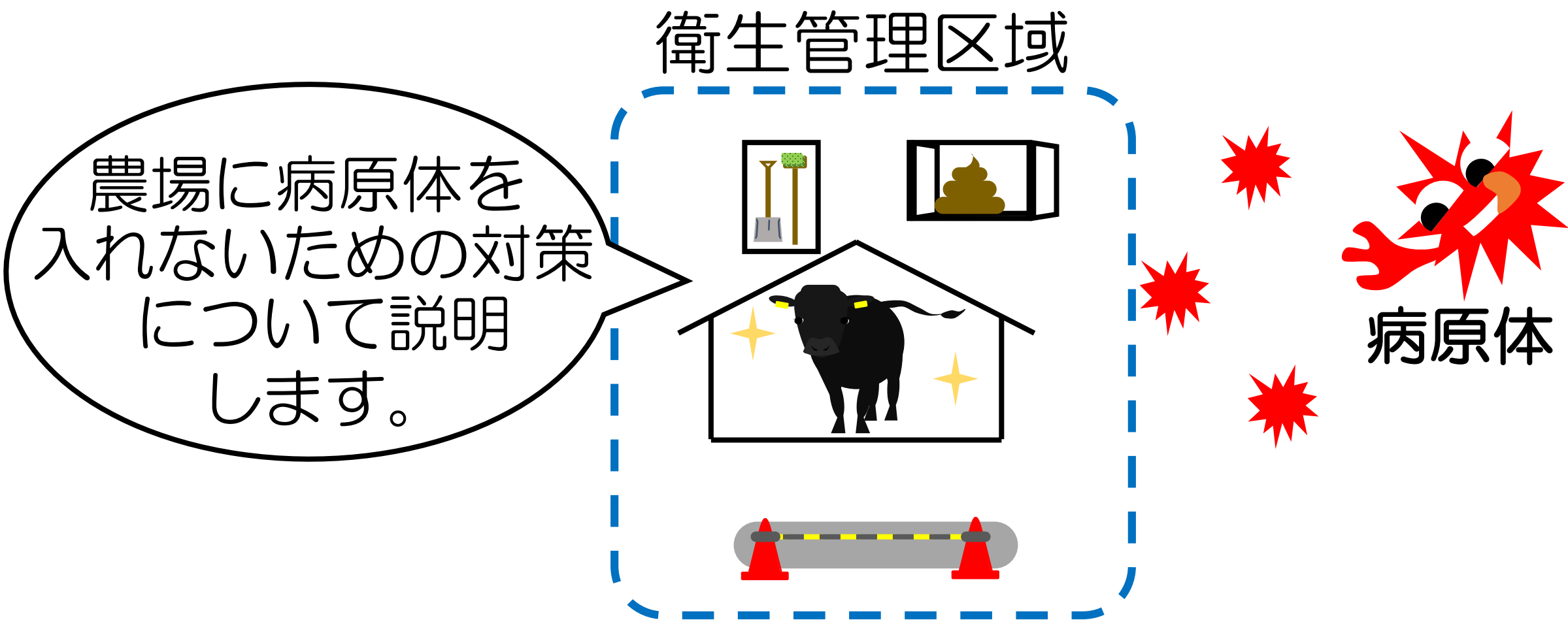
家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で、
飼養しない。



概要 New

- I 家畜防疫に関する基本事項
- II 衛生管理区域への病原体の侵入防止
- III 衛生管理区域内における
病原体による汚染拡大防止
- IV 衛生管理区域からの病原体の拡散防止

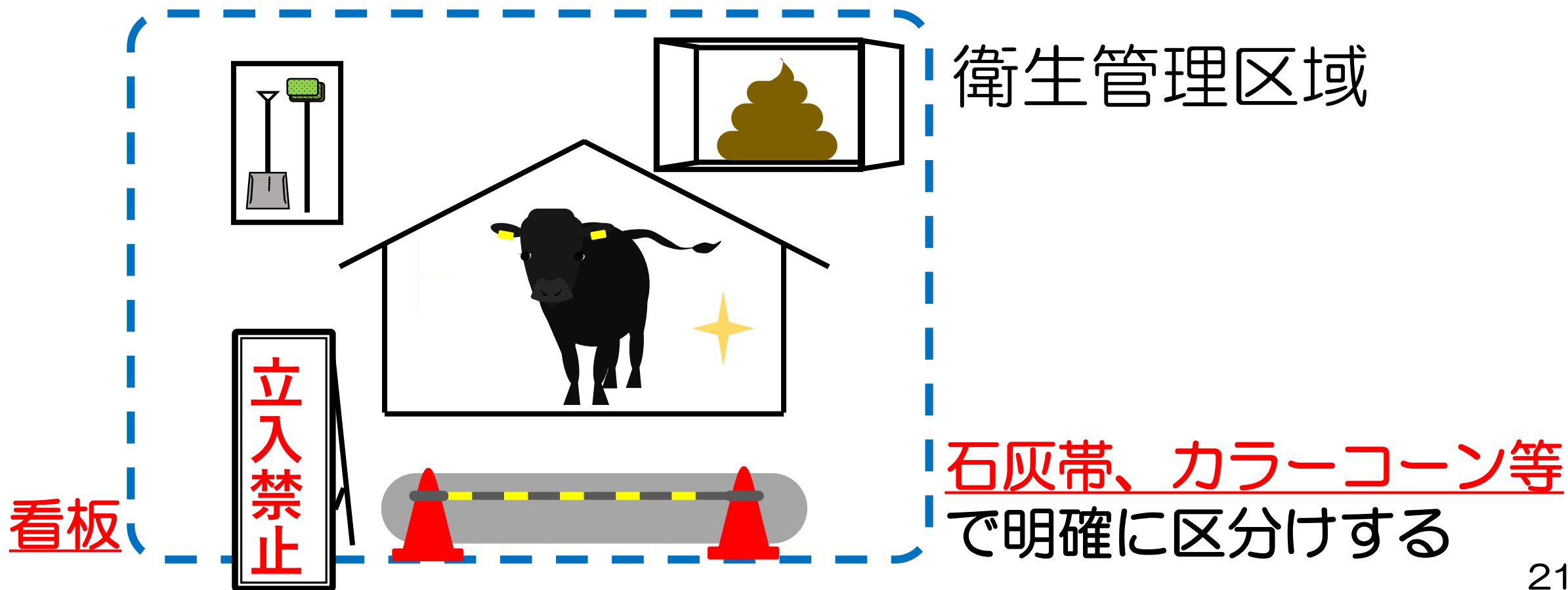
Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止



衛生管理区域への立入制限 New

牛 豚 鶏 馬
13 13 11 7

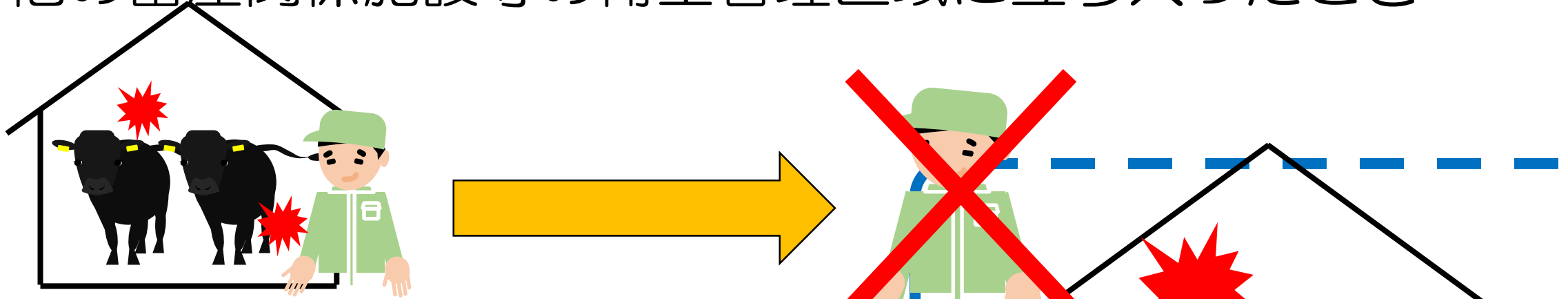
衛生管理区域への不要な立ち入りを禁止すること
出入口では看板を設置する等の措置を講じること



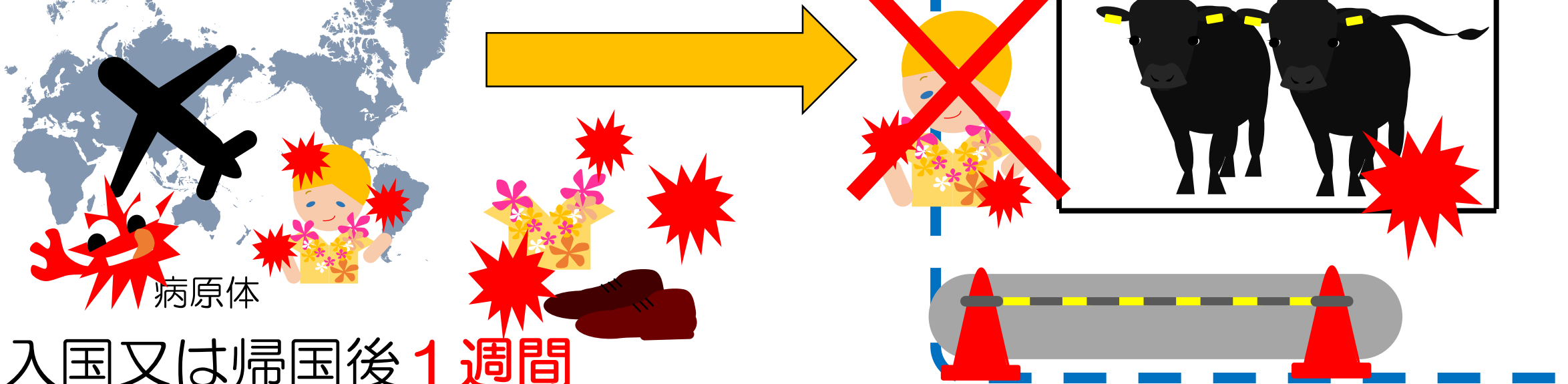
他の畜産関係施設等に立ち入った場合

牛	豚	鶏	馬
14	14	12	8

- 他の畜産関係施設等の衛生管理区域に立ち入ったとき



- 海外から入国又は帰国した場合

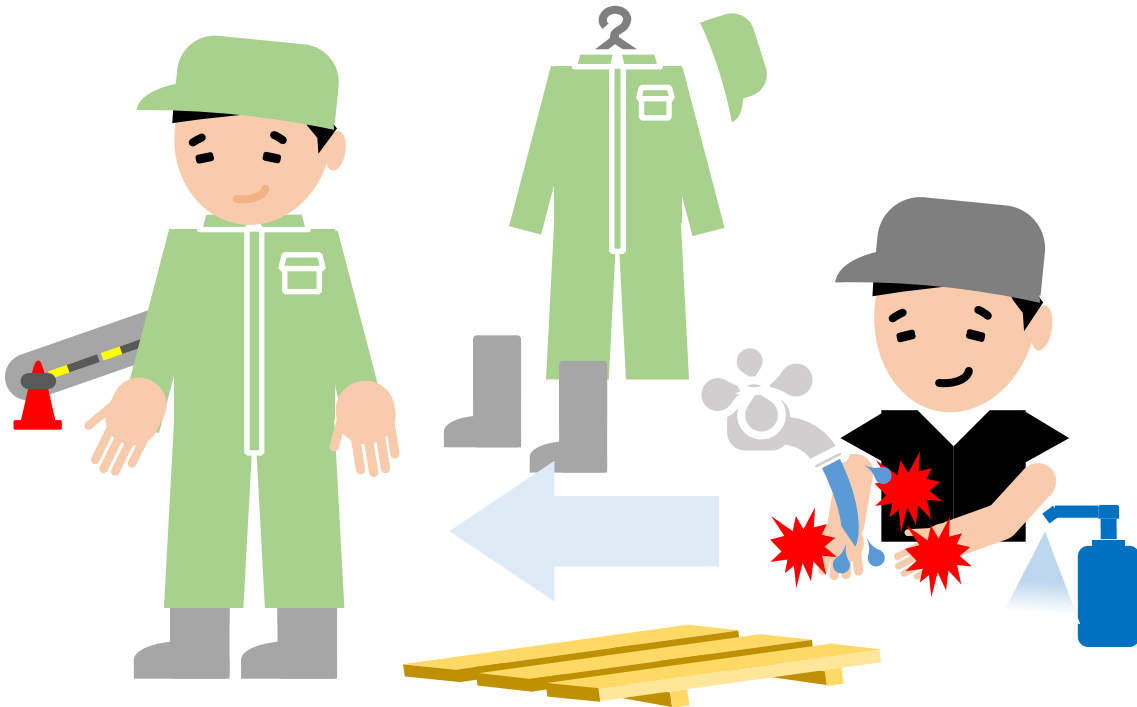


病原体

入国又は帰国後 1週間

【人】

- 手指の洗浄・消毒
- 専用の衣服及び靴



着替え前後の交差を防ぐ!!

【車両】

- 消毒設備の設置
- 消毒の徹底
(ハンドル・シート・ペダル
・マット等も)



● フロアマットの取り扱い New

飼養衛生管理基準では、車両から降車する場合は農場ごとの「専用フロアマットを準備」と記載…

- 農場に入る専用の長靴を使用し、使用後は消毒
又は
- シューズカバーを用いる

ことを徹底すれば、専用フロアマットは不要です。
農場に入る関係者全員に守ってもらいましょう。 24

他の施設で使用した物品の消毒 New

牛	豚	鶏	馬
18	18	16	11

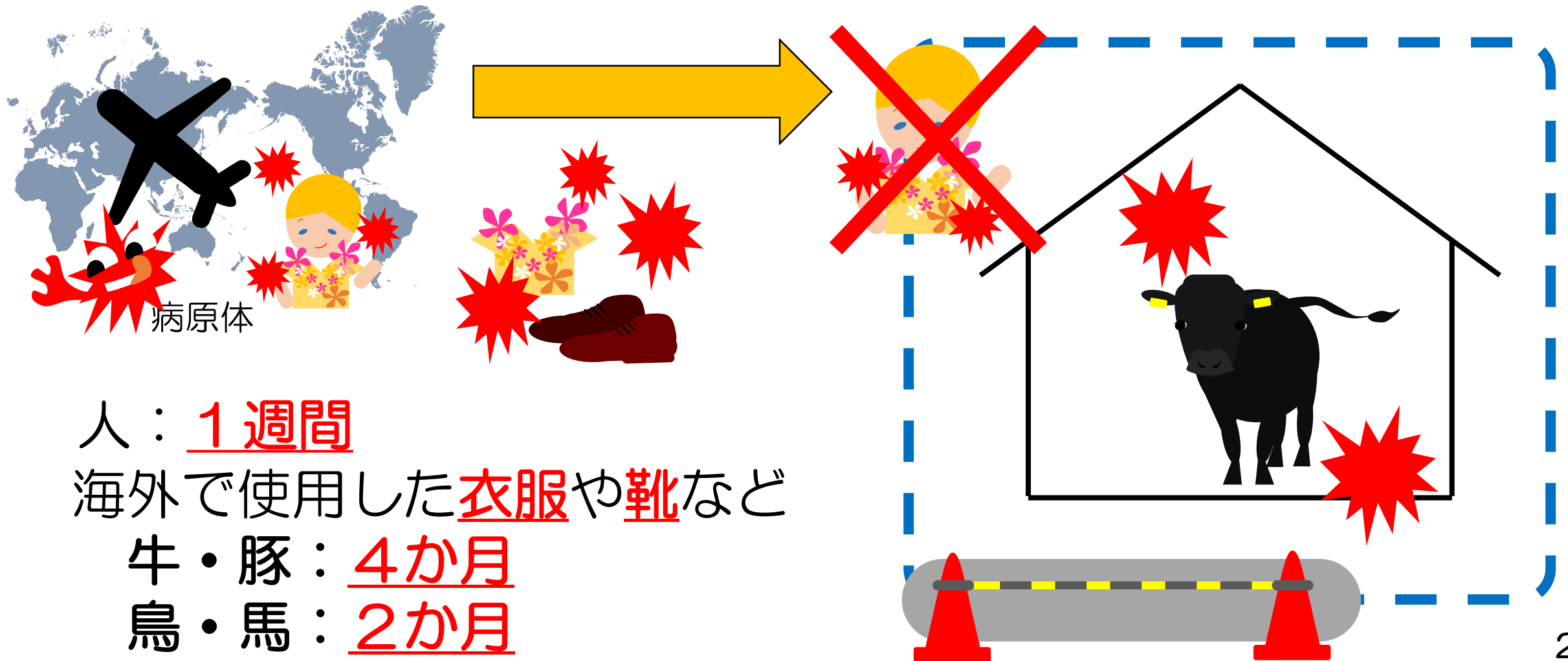
他の畜産施設で使用した物品をやむを得ず農場に持ち込む場合は、洗浄・消毒を行う



海外で使用した物品の消毒 New

牛	豚	鶏	馬
19	19	17	12

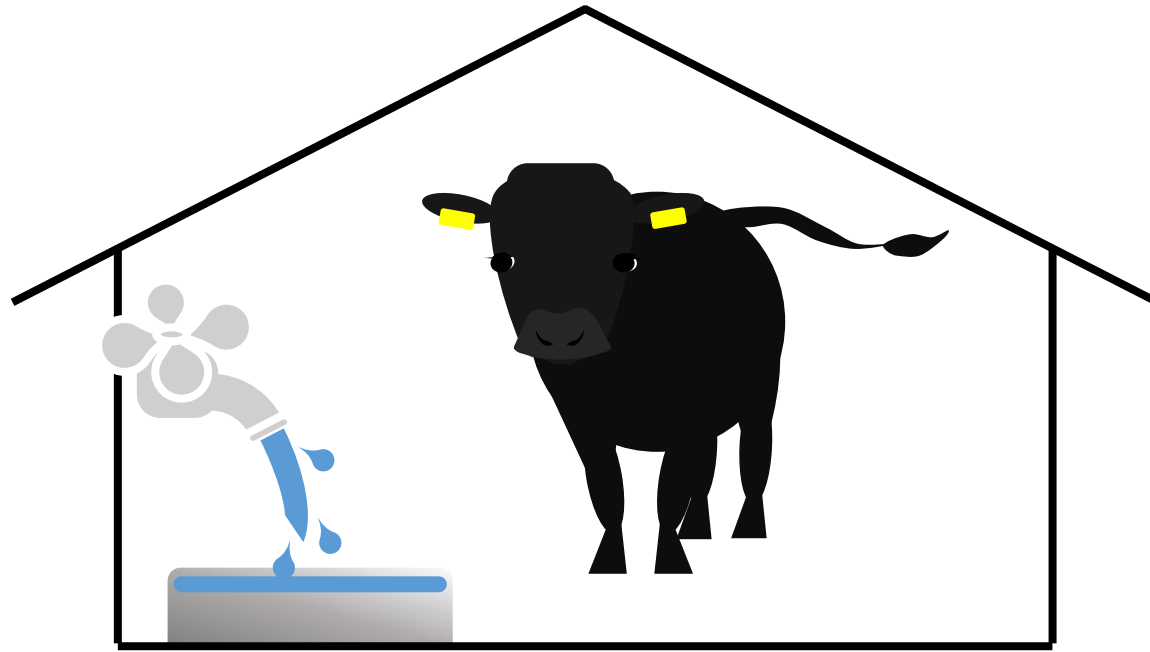
衛生管理区域に立ち入るとき（海外からの渡航者）



飲水に適した水の給与

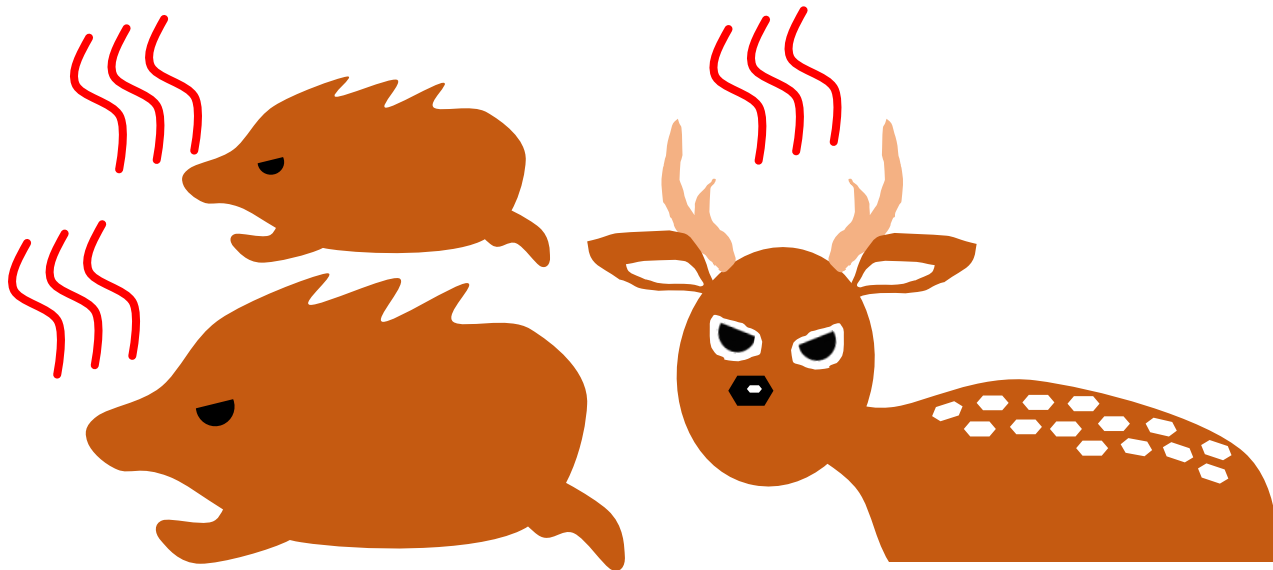
牛	豚	鶏	馬
20	20	18	13

水道水などの飲水に適した水を給与すること。



→ 野生動物が接触しているような沢水等を溜めて使用する場合には消毒等が必要

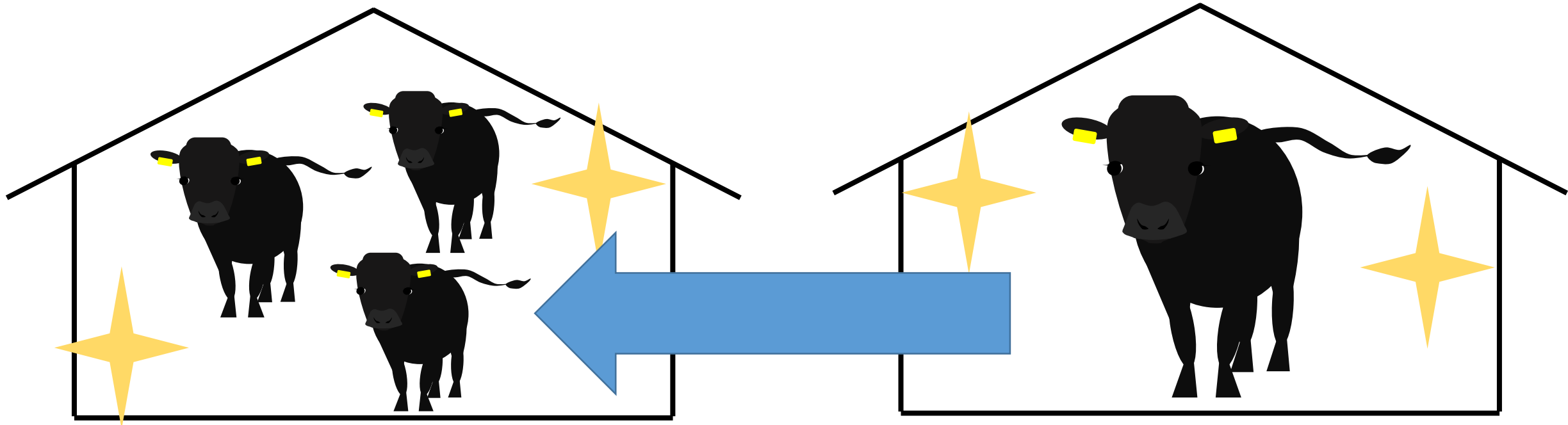
●大臣指定地域において収穫された農作物等を飼料、敷料等に利用する時は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従う。



家畜を導入する際の健康観察

牛	豚	鶏	馬
22	24	19	14

他の農場から家畜を導入する場合、導入元の農場での伝染病の発生状況や家畜の健康状態を確認する



※道外から家畜を導入する場合は、着地検査が必要となります。
導入後は一定期間隔離し、必要に応じて検査をしましょう

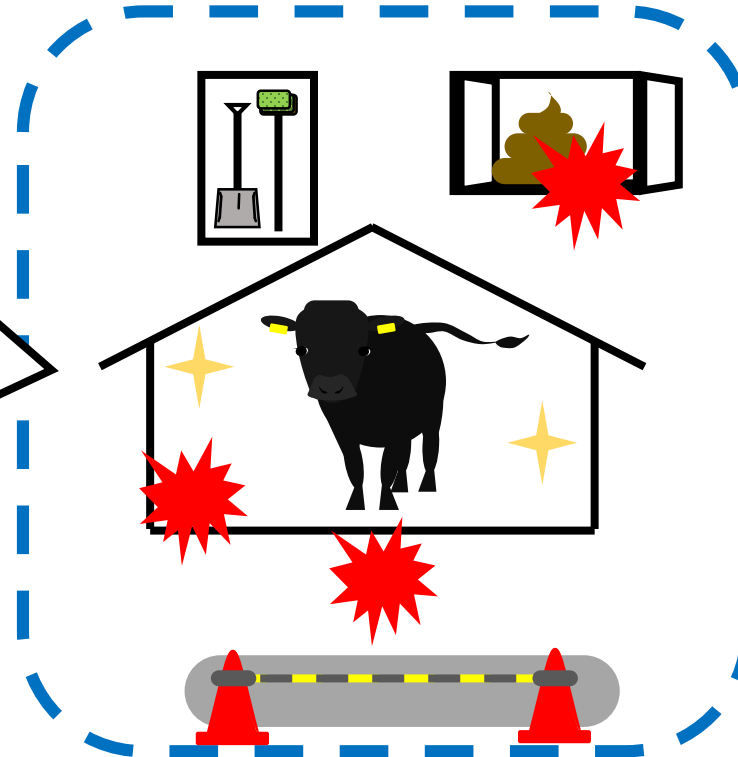
概要 New

- I 家畜防疫に関する基本事項
- II 衛生管理区域への病原体の侵入防止
- III 衛生管理区域内における
病原体による汚染拡大防止
- IV 衛生管理区域からの病原体の拡散防止

Ⅲ 衛生管理区域内における 病原体による汚染拡大防止

農場内で病原体を
まん延させないための
対策について
説明します。

衛生管理区域



畜舎に立入る際の措置

New

牛 豚 鶏 馬

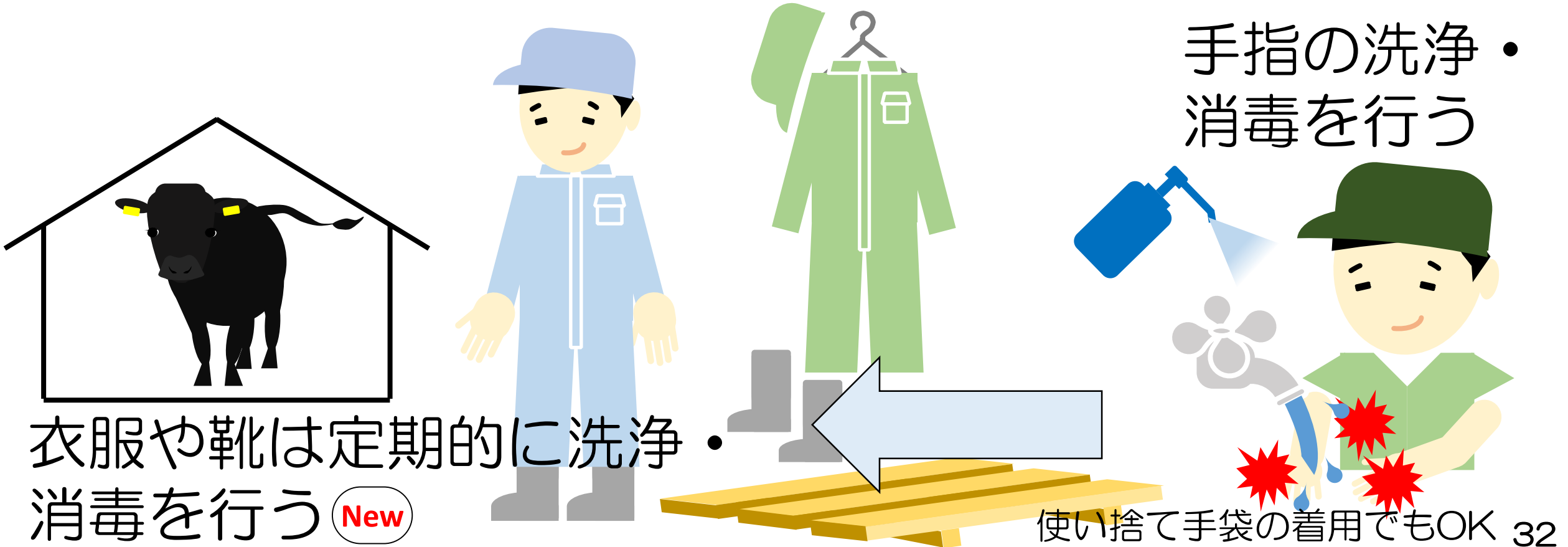
23-24 25-26 20-21 15-16

畜舎ごとに長靴の消毒又は専用長靴の設置

New

衣服は清潔に保ち、汚れたものと混ぜない

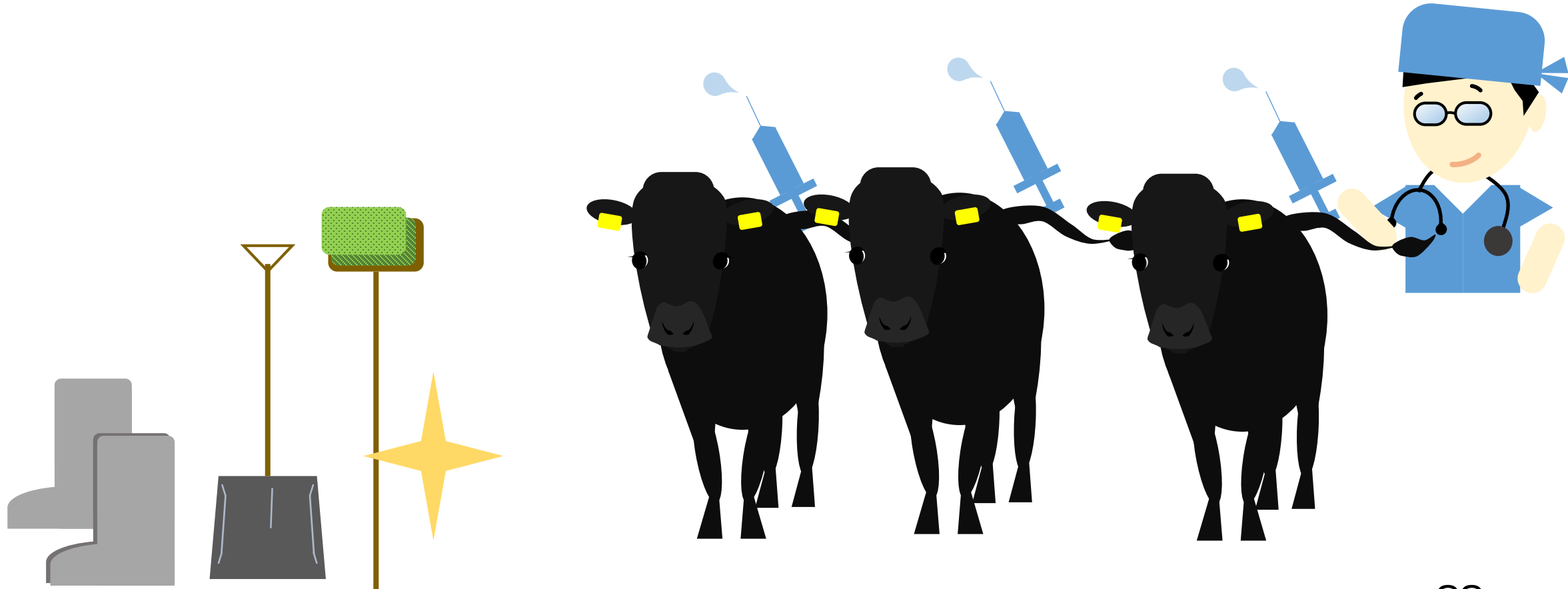
New



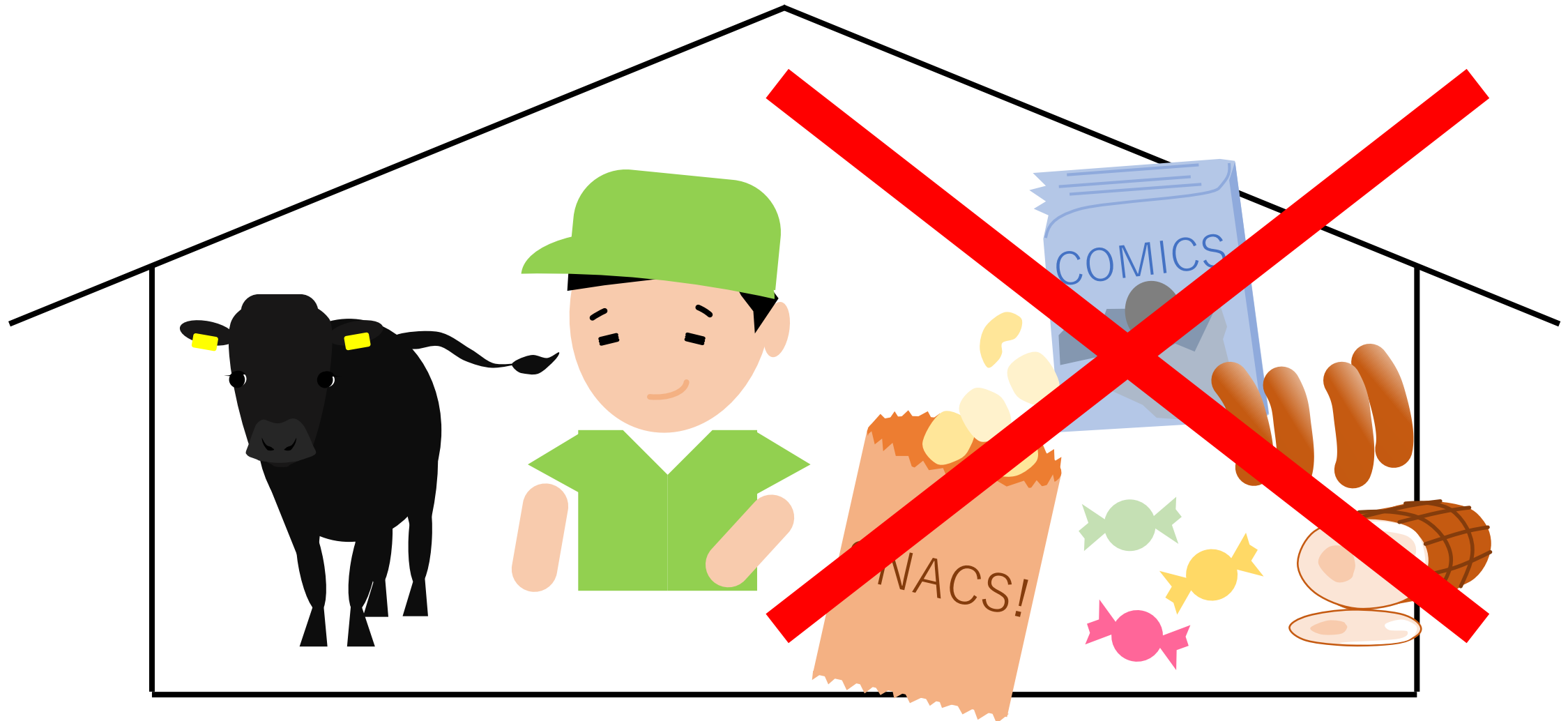
器具の定期的な清掃又は消毒等

牛	豚	鶏	馬
25	27	22	17

器具の清掃消毒を実施する
注射針等は一頭ごとに交換又は消毒する



畜舎に立ち入るとき不要な物を持ち込まない



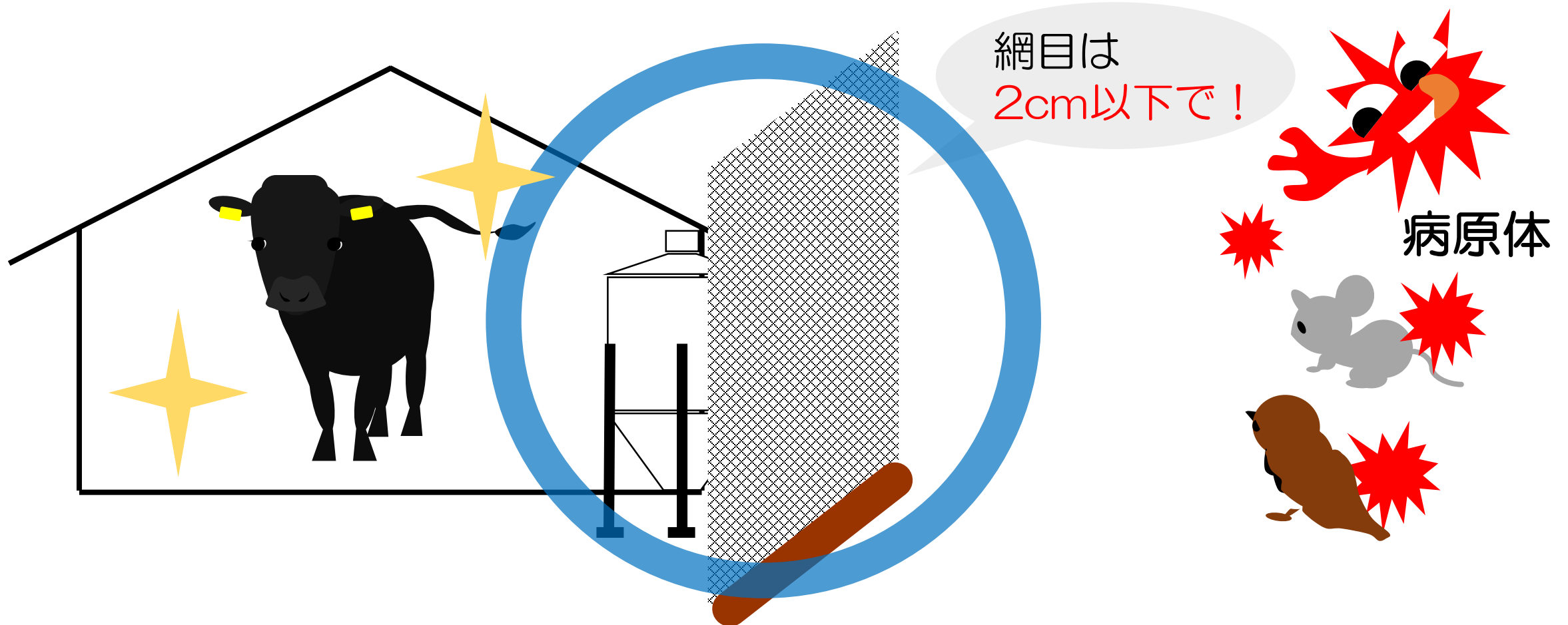
野生動物を侵入させない・駆除

New

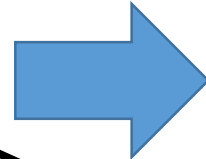
牛 豚 鶏 馬

27-28 29-30 24-25 19-20

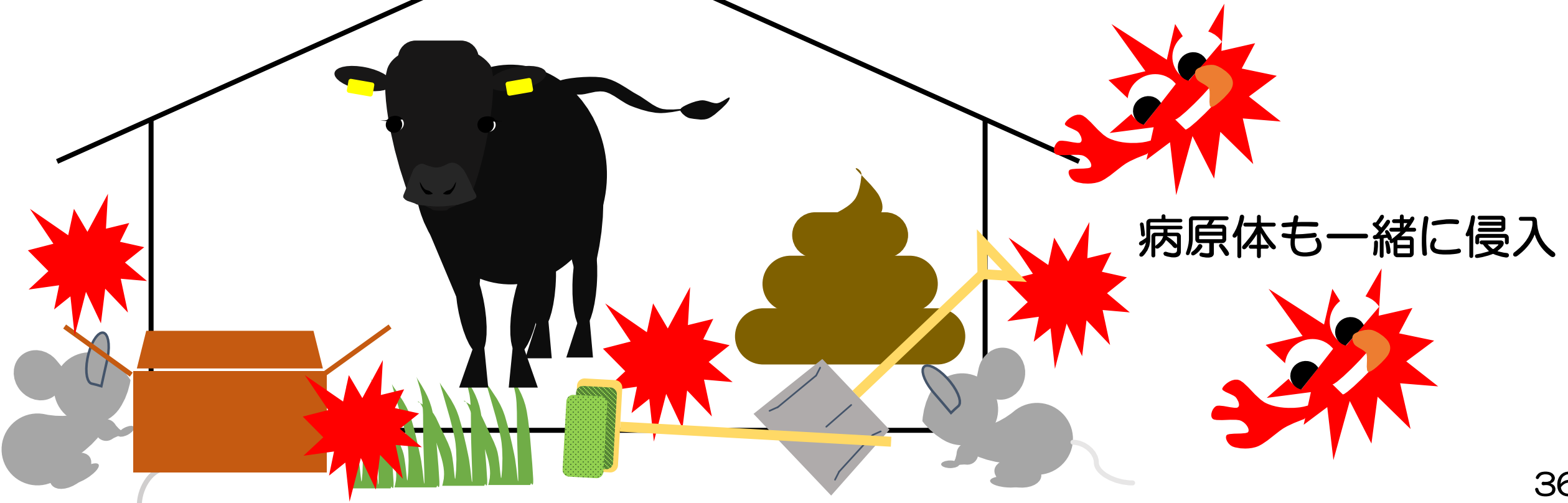
給餌給水設備、死体保管庫等に野生動物が侵入しないよう
フェンス・ネットなどを設置



衛生管理区域に不要な物、置きっぱなしの物がある…



ねずみ等の野生動物の隠れ場所
畜舎に侵入しやすい環境



衛生管理区域の整理整頓・消毒

New

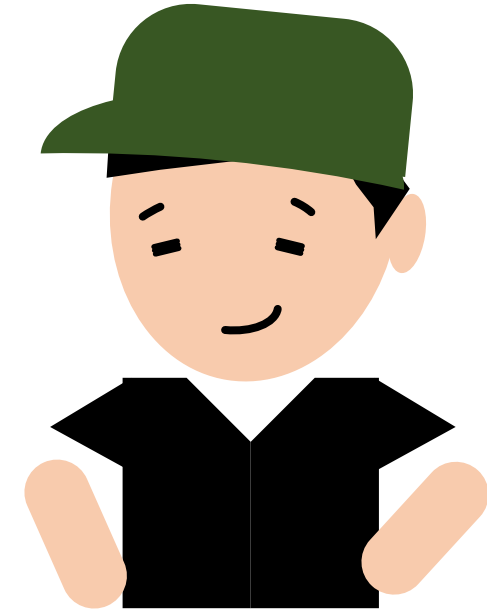
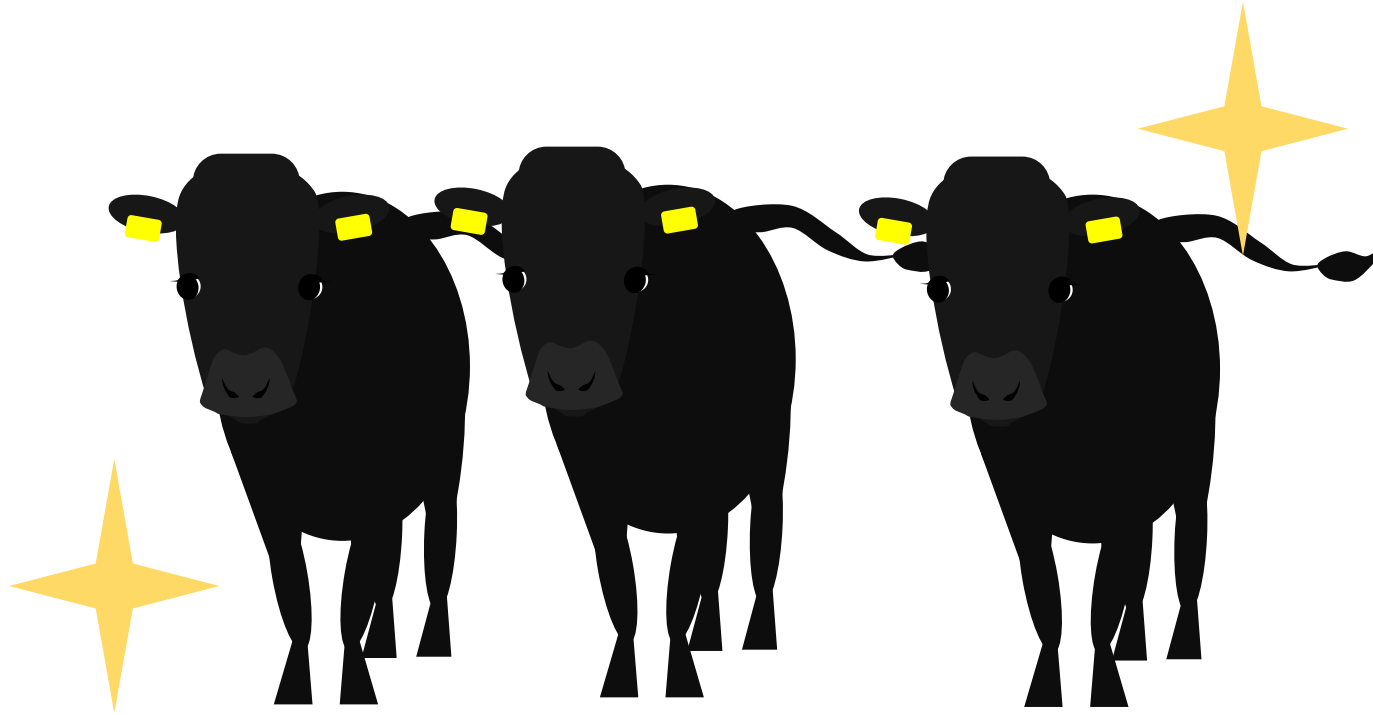
牛 豚 鶏 馬

29-31 31-33 26-28 21-22

不要な物は捨て、**整理・整頓**をする。
畜舎周りも含め、定期的に**清掃・消毒**を実施。



● 飼養する家畜の健康観察を行う



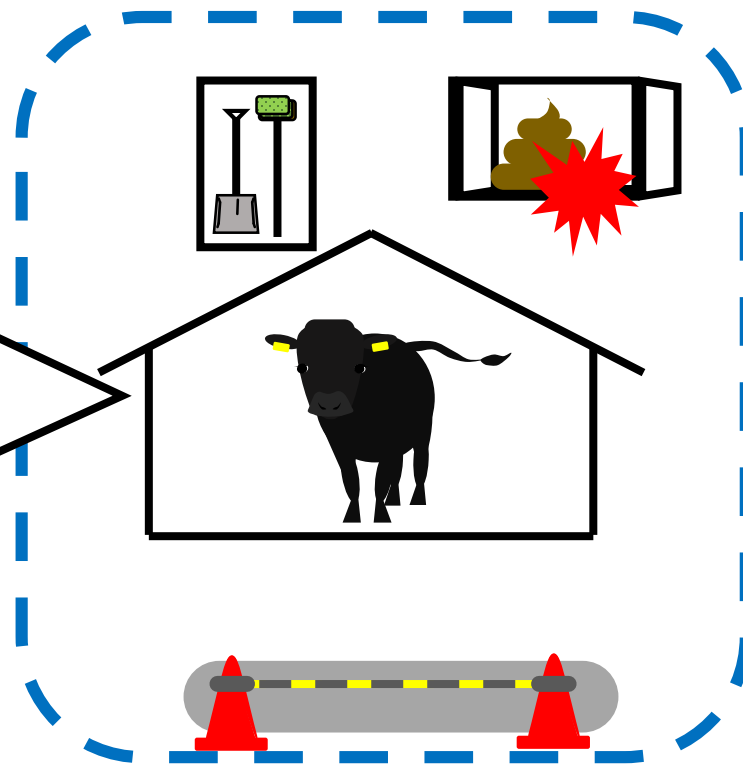
概要 New

- I 家畜防疫に関する基本事項
- II 衛生管理区域への病原体の侵入防止
- III 衛生管理区域内における
病原体による汚染拡大防止
- IV 衛生管理区域からの病原体の拡散防止

IV 衛生管理区域からの病原体の拡散防止

この章では
農場から病原体を
持ち出さないための
対策について
説明します。

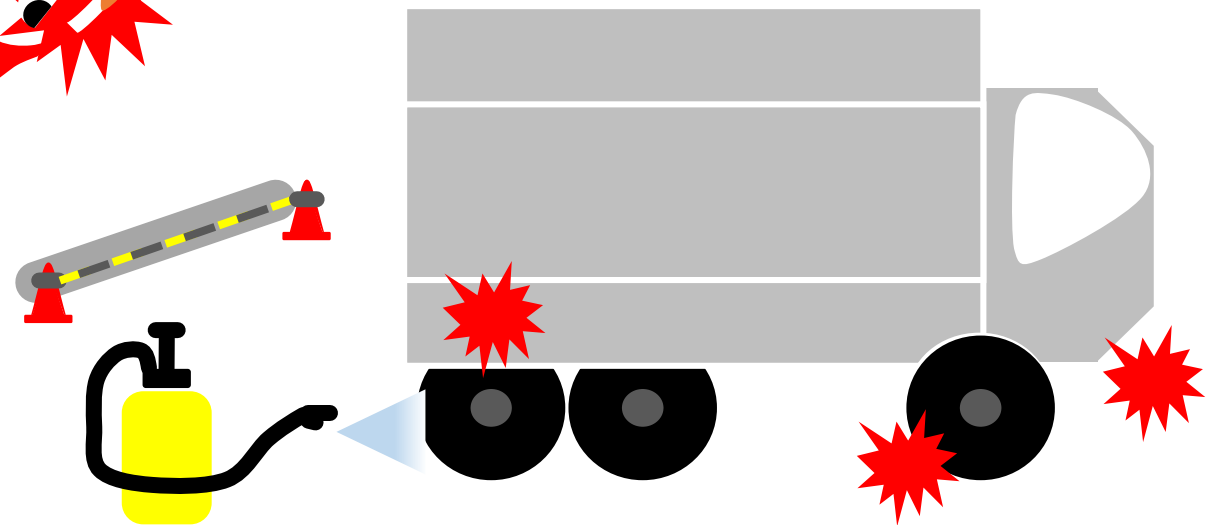
衛生管理区域



衛生管理区域から退出するとき…

人：手指の洗浄・消毒など

車両：消毒



衛生管理区域からの退出 New

牛 豚 鶏 馬
35 37 32 26

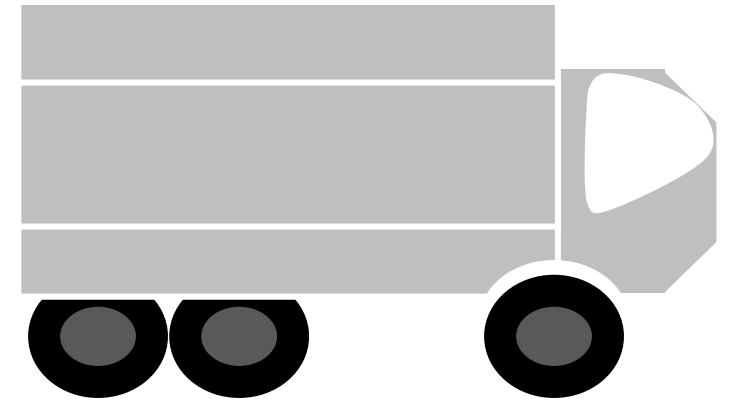
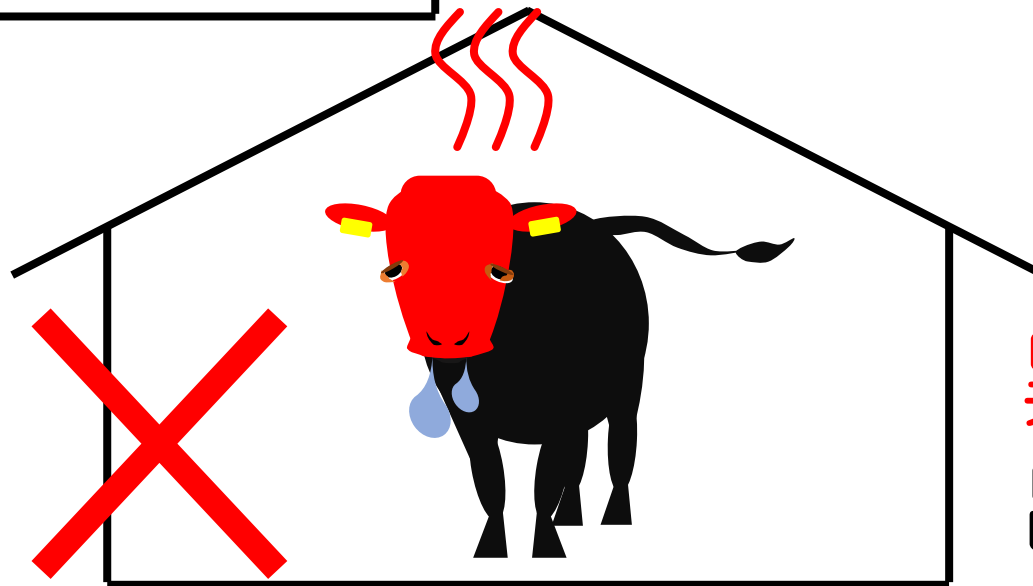
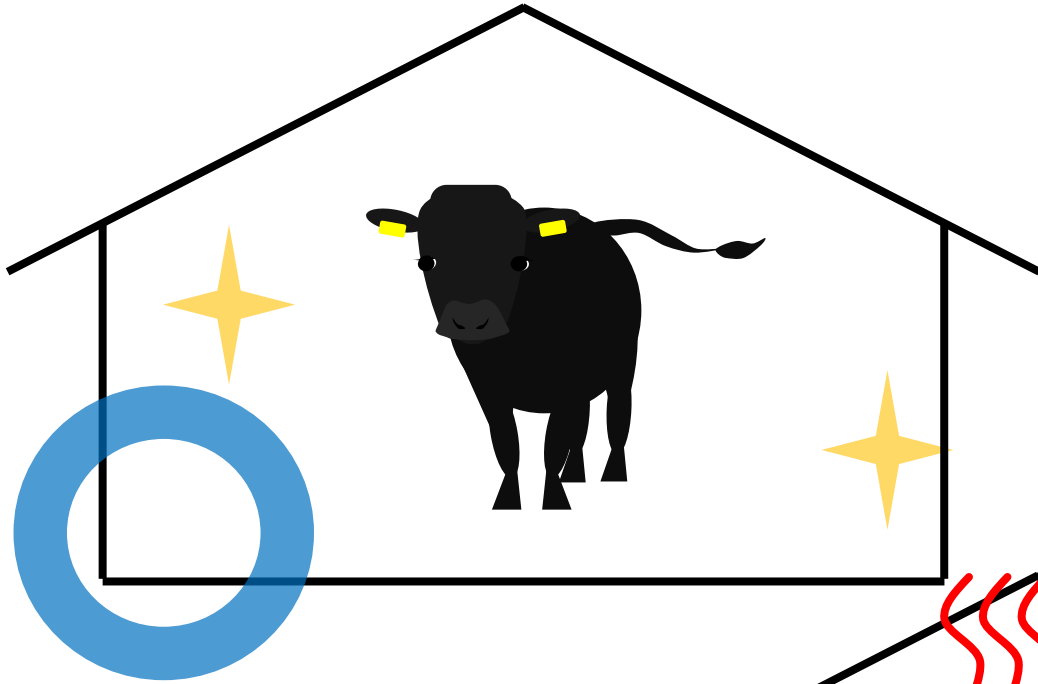
衛生管理区域から退出するとき

物品：洗浄・消毒など



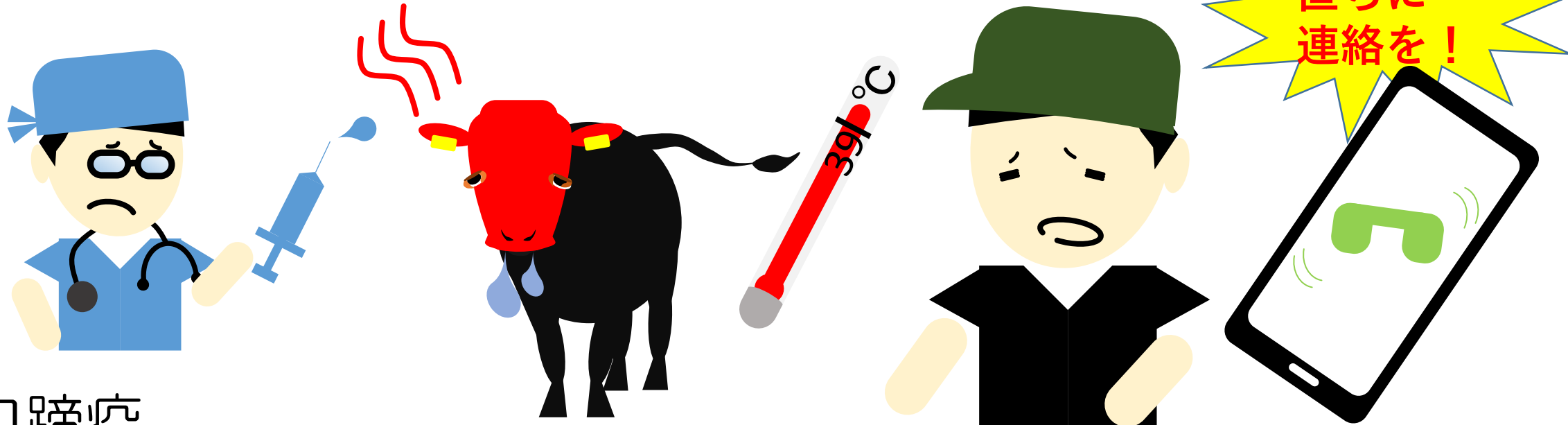
出荷または移動のとき…

健康であることを確認する



異状がみられたら
出荷・移動の**停止**

- 特定症状を確認した場合、直ちに家保へ通報すること。
- 異状を呈する家畜が増加している場合、特定症状に準じて、獣医師や家保へ連絡すること。



牛：□蹄疫

豚：□蹄疫・豚熱・アフリカ豚熱

鶏：鳥インフルエンザ

※通報時、獣医師の指導に従う
家畜等の移動は中止

特定症状とは…①

●口蹄疫 牛 豚

- 1－① 39.0℃以上の発熱を示した家畜が、
- 1－② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止のいずれかを呈し、
- 1－③ かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）のいずれかに水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）を呈している場合
（※鹿にあっては、1－①及び1－③を呈している場合）

特定症状とは…②

●口蹄疫 牛 豚

- 2 同一の畜房（単飼の場合にあっては、同一の畜舎）内において、その口腔内等に水疱等を呈している家畜が複数頭存在している場合

※単飼：1頭ごとに飼養することをいい、スタンションを用いたつなぎ飼いを含む。

- 3 同一の畜房内において、哺乳畜の半数以上が過去2日以内に死亡した場合（単飼の場合にあっては、隣接する畜房において、複数頭の哺乳畜が過去2日以内に死亡した場合）

※上記の症状を呈している原因が、不適切な飼養管理、

急激な気温の変化又は火災、

風水害その他の非常災害等明らかな場合を除く。

特定症状とは…

●口蹄疫 牛 豚



泡沫状の流涎



舌の水疱



口唇のびらん・潰瘍



鼻平面の潰瘍



蹄の剥離



乳頭の水疱